

春日部市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

春日部市子ども医療費の助成に関する条例（平成17年条例第96号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号に対応する改正後の欄の号が存在しない場合にあっては、当該改正前の欄の号を削る。
- (2) 次の表中、改正後の欄の項に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の項を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>(1) 子ども <u>満15歳に達した日の属する年度の末日までにある者</u>をいう。</p> <p>(3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、<u>子ども</u>を現に監護している主たる生計維持者をいう。</p> <p>(5) 一部負担金 子どものに係る医療費のうち、医療保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）が、医療保険各法の規定により負担すべき額<u>及び</u>保護者が他の法令に基づいて医療の給付にかかり負担すべき額をいう。ただし、法令又はそれに準ずる規定による給付及び保険者が給付する付加給付金があるときは、その額を控除した額をいう。</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 医療費の助成の対象となる者は、春日部市に住所を有し、医療保険各法による被保険者又は被扶養者である子ども（以下「<u>対象となる子ども</u>」という。）の保護者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者の保護者は除く。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>(1) 子ども <u>満7歳に達する日の属する月の末日までの者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条の規定による就学義務の猶予に係る学齢児童を含む。）</u>をいう。</p> <p>(3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、<u>対象となる子ども</u>を現に監護している主たる生計維持者をいう。</p> <p>(5) 一部負担金 子どものに係る医療費のうち、医療保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）が、医療保険各法の規定により負担すべき額、<u>入院時食事療養標準負担額の2分の1に相当する額及び</u>保護者が他の法令に基づいて医療の給付にかかり負担すべき額をいう。ただし、法令又はそれに準ずる規定による給付及び保険者が給付する付加給付金があるときは、その額を控除した額をいう。</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 医療費の助成の対象となる者は、春日部市に住所を有し、医療保険各法による被保険者又は被扶養者である子ども（以下「<u>対象子ども</u>」という。）の保護者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者の保護者は除く。</p> <p>(5) 学校教育法に基づく就学義務の猶予に係る学齢児童のうち、病弱、発育不完全及びそ</p>

<p>(助成)</p> <p>第4条 市長は、保護者が前条の<u>対象となる子ども</u>に係る一部負担金を支払った場合において、当該支払額を助成するものとする。</p> <p>2 前項の規定による対象となる子どもに係る一部負担金は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 満15歳に達した日の属する年度の末日までの入院に係る一部負担金</p> <p>(2) 満7歳に達した日の属する月の末日(当該日において、学校教育法(昭和22年法律第26号)第18条の規定により就学義務を猶予されている学齢児童(小学校就学の始期から就学義務を猶予されている学齢児童に限る。)のうち、病弱、発育不完全及びそれに準ずる状態による事由のため就学困難と市長が認められた者については、当該就学義務猶予期間の末日)までの通院に係る一部負担金</p> <p>(助成の方法等)</p> <p>第6条 医療費の助成は、<u>対象となる子ども</u>の保護者の申請に基づいて行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市は、<u>対象となる子ども</u>が市長の指定する医療機関等で医療を受けたときは、一部負担金を受給資格の登録を受けた者に代わって当該医療機関等に支払うことができる。</p>	<p>れに準ずる状態を除く事由のため就学困難と市長が認めた者</p> <p>(助成)</p> <p>第4条 市長は、保護者が前条の<u>対象子ども</u>に係る一部負担金を支払った場合において、当該支払額を助成するものとする。</p> <p>(助成の方法等)</p> <p>第6条 医療費の助成は、<u>対象子ども</u>の保護者の申請に基づいて行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市は、<u>対象子ども</u>が市長の指定する医療機関等で医療を受けたときは、一部負担金を受給資格の登録を受けた者に代わって当該医療機関等に支払うことができる。</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の春日部市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、平成22年10月1日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。